

名古屋市ホームレス就労訓練事業に関する仕様書

名古屋市ホームレス就労訓練事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 5 条に規定する仕様書は、次のとおりとする。

なお、この仕様書中、名古屋市を甲とし、委託する運営団体を乙とする。

1 事業の趣旨

実施要綱第 1 条のとおり

2 作業内容

実施要綱第 1 条に規定する軽作業とは、甲が依頼する歩道及び施設等の清掃等の軽易な作業とし、乙は対象者の作業にあたり、指導監督にあたるものとする。ただし、契約金額の範囲内で実施できるものとする。なお、作業内容の詳細については、甲乙協議の上、別に定める。

3 従事日

原則として、委託期間内の月曜日から金曜日までとする。ただし、必要に応じて土曜日、日曜日、祝日においても従事できるものとする。

4 対象者

実施要綱第 3 条のとおり

5 登録

4 に定める対象者のうち就労訓練事業に従事を希望する者は、乙が別に定める規約に基づき、登録すること。

6 委託期間等

- (1) 本事業の委託契約の予定期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 本事業の委託料については、当該委託料のうち人件費の占める割合が 100 分の 57 以上でなければならない。

7 就労訓練

- (1) 1 日あたりの就業時間は、2 時間程度とする。
- (2) 1 人あたりの作業日数は、月 5 日間程度とする。

8 配分金

乙は、乙が別に定める配分金規約に基づき、従事者に対して配分金を配分するものとする。

9 損害保険

乙は、本事業の実施に際し、原則として傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

10 報告等

- (1) 乙は、本事業の委託契約の締結後すみやかに実施計画書を乙が別に定める配分金規約と共に甲に提出し、承認を受けること。
- (2) 乙は、毎月 10 日までに、前月の事業実績報告書を甲に提出しなければならない。
- (3) 甲は、必要に応じて、新たに従事した者の人数、氏名、年齢及び従事期間等を確認するため、乙から従事者名簿、配分金台帳及び出勤簿等の写しを提出させることができる。

11 監督員及び検査員

監督員とは、名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課職員を言う。

検査員とは、名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課 課長補佐（援護事業・保護施設）を言う。

※令和 6 年 4 月 1 日からの組織改正に伴う職名を表記

12 妨害又は不当要求に対する届け出義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受注者が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

13 その他

- (1) 乙は、本事業にかかる委託料により、取得価格が 50 万円を超える財産を取得してはならない。
- (2) 乙は、本事業における作業の完了した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間、当該作業にかかる書類を保存しなければならない。